　1001-01-01



一般社団法人日本原子力学会

国内外学術的会合に関するガイドライン

平成28年12月12日　第2回部会等運営委員会制定

（目的）

第１条 本ガイドラインは，国内外学術的会合等の主催・共催・協賛・後援等に関する規約（1001-01）における「国内外学術的会合等」の定義を定めることを目的とする。

（国内外学術的会合等の判断基準）

第２条　国内外学術的会合等の定義は以下のとおりとする。ただし，部会等運営委員会が国内外学術的会合等にあたらないと特に判断したものを除く。

（１）原子力および関連する分野での国内外の学術活動を目的とした会合等

（２）原子力および関連する分野の知識の普及を目的とした国内外の活動で営利目的でなく，かつ政治的意図のないもの

第３条　上記にかかわらず理事会が国内外学術的活動等として承認したものはそれとしてあつかう。

（改定）

第４条　本ガイドラインの改定は，部会等運営委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成28年12月12日　第2回部会等運営委員会制定，同日施行  
平成29年1月25日　第6回理事会報告